

## 新潟市民病院倫理委員会専門部会運営要綱

### (趣的)

第1条 この要綱は、新潟市民病院倫理委員会設置要綱（平成4年1月1日施行，以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 専門部会の委員は，新潟市民病院倫理委員会（以下「委員会」という。）の委員の中から病院長が委嘱する。

2 専門部会に部会長を置き，担当副院長をもって充てる。

3 専門部会の委員の任期は，委員会の委員の任期による。

### (会議)

第3条 部会長は，要綱第6条第1項又は第2項の規定により病院長へ申請（以下「申請」という。）がされたとき，要綱第9条又は第10条第2項の規定による諮問があったとき及び同条第3項の規定による報告を受けるときは専門部会を招集することができる。

2 専門部会は，院外の委員2名以上を含む5名以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 前項の規定に関わらず，部会長が次に該当すると認めた時は持ち回りによる審議を行うことができる。

① 緊急を要する場合で，委員会を招集する暇がないとき。

② 既に承認されたものの軽易な修正についての申請であるとき。

③ 患者及び医療行為への影響がなく，個人情報等についても問題がないと判断されるとき。

④ その他部会長が特に認めるとき。

4 前項による審議の判定は，審査可能な全部会員の承認を要するものとする。

5 専門部会の委員は，案件を全体で審査・審議したほうがよいと考えるときは，審査・審議に入る前に部会長に申し出ることができる。この場合において，部会長は，他の委員の意見を聞かなければならない。

6 要綱第4条第2項，第3項及び第4項並びに第6条第4項から第7項までの規定は，専門部会の会議及び審査について準用する。

(報告)

第4条 委員長は、審査・審議の経過及び結果を病院長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。